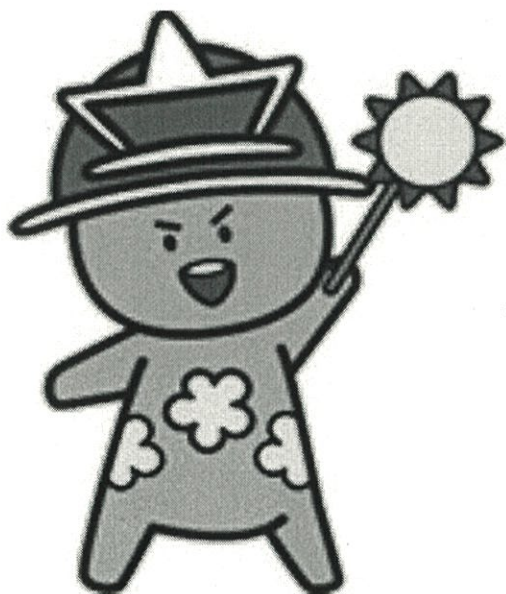


令和 7 年度

償却資産申告のてびき



申告期間

令和 7 年 1 月 6 日(月)～

令和 7 年 1 月 31 日(金)

【 窓口提出の受付時間 】

8 : 30 ～ 17 : 15

(正 午 ～ 13 : 00 は除く)

※申告最終日は混雑が予想されます。

浦添市 償却資産

検 索

償却資産申告書のてびきは、浦添市役所
ホームページにて全ページがダウンロ
ードできます。

「償却資産の申告等について」
ページ二次元コード



法人税・所得税の確定申告と、固定資産税の償却資産申告を混同されているケースがよくあります。

確定申告をしても、固定資産税の償却資産申告は申告済にはなりません。

確定申告とは別に、固定資産税の償却資産申告を行う必要がありますので、ご注意ください。

■ 償却資産申告についてのお問い合わせ・提出先

浦添市役所 資産税課 償却資産係

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

電話 : (098)876-1729【直通】

FAX : (098)874-2737

HP アドレス : <https://www.city.urasoe.lg.jp/>

目 次

○償却資産の申告について

1. 申告していただく方.....	1
2. 申告の方法について.....	1～2
3. 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合	2
4. 申告内容の確認調査について.....	2
5. 過年度への遡及について.....	2
6. マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について.....	2

○償却資産のあらまし

1. 償却資産の範囲	3～8
① 償却資産とは	
② 申告の対象となる資産	
③ 申告の対象とならない資産	
④ 少額の減価償却資産の取扱いについて	
⑤ リース資産について	
⑥ 家屋と償却資産の区分について	
⑦ 特殊自動車について	
2. 国税との違いについて.....	9
3. 太陽光発電設備を設置している方へ.....	10
4. アパート経営など、賃貸用の不動産を所有している方へ.....	10
5. 償却資産の評価方法.....	11～12
6. 課税標準の特例・非課税について.....	13
7. 固定資産税の課税免除について.....	14
償却資産申告書の記入例.....	15
種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例	16
種類別明細書（減少資産用）の記入例	17

○償却資産の申告について

1. 申告していただく方

浦添市内に事業用の償却資産を所有している方や、浦添市内の事業所に償却資産をリースされている方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在所有している償却資産の内容を申告していただくことになっています。資産の多少にかかわらず、また資産の増減や該当資産がない場合でも申告をお願いします。

2. 申告の方法について

関係書類を郵送(※1) 又は電子申告(※2) にて申告、又は直接市役所窓口へ提出してください。

※1 郵送で提出される方で控えの返送をご希望の場合は、必ず送信先を明記した封筒に切手を貼付の上、同封してください。

※2 電子申告…eLTAX(地方税ポータルシステム)により申告データを送信する方法です。この利用に関しましては、eLTAX ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

■提出書類

□一般方式(増加・減少資産申告)で申告する場合

前年中に増加または減少した資産を申告する方法です。

- ①償却資産申告書
- ②種類別明細書(増加資産・全資産用)
- ③種類別明細書(減少資産用)

□電算申告方式(全資産申告)で申告する場合

1 月 1 日現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額を計算し申告する方式です。

- ①償却資産申告書
- ②種類別明細書(増加資産・全資産用)

※各様式については浦添市ホームページからダウンロードできます。

浦添市ホームページ(<https://www.city.urasoe.lg.jp/>)内「暮らしの情報」から、

税金 > 固定資産税 > 償却資産の申告等について の順で検索してください。

てびき表紙の検索方法や、二次元コードからのアクセスも可能です。

■前年中に資産の増減がない場合

一般方式申告(増加・減少資産申告)で前年中に資産の増減がない場合は、償却資産申告書のみの提出となりますが、申告書の「18備考」欄に『増減なし』と記載してください。

■廃業、解散等により市内に資産がない場合

廃業・解散・市外移転・該当資産がない場合にも申告は必要です。申告書の「18備考」欄にその事由及び時期を記載し提出してください。提出されない場合未申告として扱われることもありますのでご注意ください。

■申告期間

令和7年1月6日（月）～令和7年1月31日（金）までとなっています。期限間近になりますと窓口の混雑が予想されますので、早めに申告していただきますようお願いします。

■提出・問い合わせ先

浦添市役所 資産税課 償却資産係（市役所2階）
〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号
電話 : (098)876-1729【直通】
FAX : (098)874-2737

3. 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条に基づく浦添市市税条例第75条の規定により過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金を科せられることがありますので、申告は必ず、また正しく行ってください。

4. 申告内容の確認調査について

償却資産の申告内容が適切であることを確認するため、地方税法第353条及び第408条に基づいて、電話での問い合わせや参考資料の提供をお願いする場合がありますのでご協力をお願いします。

また、地方税法第354条の2に基づき、国税資料の閲覧等を行っております。調査の結果、資産の申告漏れ等が判明した場合には、申告内容の修正をお願いする場合がありますのでご了承ください。

5. 過年度への遡及について

申告内容の修正や資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により、原則として5年分）遡及することとなります。

※過年度に減少すべき資産があった場合は、その資産がいつから存在していないのか分かる根拠資料（固定資産台帳等）が必要です。

6. マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

平成28年1月の社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）の導入に伴い、償却資産申告書に新たにマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が設けられました。個人の方は12桁の個人番号を、法人にあたっては13桁の法人番号を所定の記載欄に記載いただくようお願いします。

また、個人番号を記載した申告書を提出いただく際は、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認及び身元確認。代理申告の場合は併せて代理権確認。）を実施させていただきます。

本人確認資料につきましては、浦添市ホームページをご確認のうえご提出ください。

※法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

○償却資産のあらまし

1. 償却資産の範囲

① 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具及び備品等が対象となります。

償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 31 日までに 1 月 1 日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

種 類	主 な 償 却 資 産
第 1 種 構 築 物 (建物附属設備を含む)	広告塔、独立煙突、受変電設備等、門、塙、ゴルフ場のネット設備、緑化施設、庭園、舗装路面(マツヨリ等の駐車場舗装も含む)、家屋のテナントが施工した造作など（建物附属設備のうち、 <u>固定資産税において家屋として取り扱われなかったもの</u> ）
第 2 種 機 械 及 び 装 置	旋盤、ボール盤、プレス、モーター、ボイラー、ポンプ、圧縮機、コンベア、クレーン、ブルドーザー、パワーショベル、変電・発電設備、立体駐車場の機械装置、太陽光発電設備など
第 3 種 船 舶	ボート、漁船、油槽船、貨物船、作業船、台船、客船、遊覧船など
第 4 種 航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
第 5 種 車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフトやタイヤシャボなどの大型特殊自動車（車両番号が 0 又は 9 で始まるもの）、荷車、手押車、構内運搬具など
第 6 種 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	測定・検査工具、治具、取付工具、切削工具、金型、家具（事務所・応接セット等）、電気器具、ガス器具、陳列ケース、自動販売機、広告看板、コンテナ、金庫、事務所用機器（パソコン等）、理容・美容機器、医療機器、娯楽機器

② 申告の対象となる資産

令和 7 年 1 月 1 日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、下記の資産も申告が必要になりますのでご注意ください。

- (1) 償却済資産（減価償却を終えた資産）
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- (3) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- (4) 未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼働していない資産）
- (5) 資本的支出としての改良費（新たな資産の取得とみなされ、本体とは独立した資産）
- (6) 赤字決算などのために減価償却を行っていない場合でも、本来減価償却が可能な資産
- (7) 使用可能な期間が 1 年未満又は取得価額が 20 万円未満であっても、個別に減価償却している資産
- (8) 取得価額が 30 万円未満で、税務会計上租税特別措置法第 28 条の 2 又は第 67 条の 5 の適用により、即時償却をしている資産（中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産）

※（7）及び（8）については、5 ページ④をご参照ください。

申告対象となる主な償却資産（業種別）

業 種	主 な 償 却 資 産
共 通	受変電設備、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン等）、舗装路面、街灯、緑化施設、テナント内装・内部造作等、応接セット、コピー機、キャビネット、パソコン、テレビ、タイムレコーダー、エアコン、金庫、机・椅子、LAN 設備、レジスター、外構工事等
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋番、ボール盤、梱包機等
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建 設 業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両（軽自動車税（種別割）の課税対象となるべきものを除く）、大型特殊自動車等
飲 食 業	カウンター、室内装飾品、カラオケ機器、自動販売機、ステレオ、放送設備、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、製麺機等
小 売 業 食 肉 鮮 魚 販 売 業	冷凍・冷蔵機、肉切断機、挽き肉機、冷蔵ストッカー、陳列棚・陳列ケース、自動販売機等
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子、消毒殺菌機、洗面設備、サインポール等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
医 （ 歯 ） 業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）等
不 動 産 貸 付 業	発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、太陽光発電設備等
駐 車 場 業	機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、舗装路面等
娯 楽 業	パチンコ機、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、スクリーン設備、ゴルフ練習場用設備、ボウリング場用設備等

③ 申告の対象とならない資産

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（自動車、軽自動車、乗用型農耕作業用自動車等）
- (2) 無形固定資産（特許権、商標権、営業権、水道施設利用権、ソフトウェア等）
- (3) 繰延資産（創立費、開業費、開発費等）
- (4) 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- (5) 平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した償却資産について、
 - ・耐用年数が 1 年未満又は取得価格が 10 万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
 - ・取得価格が 20 万円未満の償却資産で、税務会計上 3 年間で一括して償却した資産

④ 少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第 341 条第 4 号及び地方税法施行令第 49 条の規定により、下記(1)～(3)に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- (1) 取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- (2) 取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの
- (3) 法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定されているリース資産のうち、取得価額が 20 万円未満のもの

ただし、下記(4)、(5)に記載する資産は固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

- (4) 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- (5) 金額にかかわらず、個別に減価償却することを選択した資産

	取得価額 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
(1)	一時損金算入 (*ア、*オ)	申告対象外			
(2)	3 年一括償却 (*イ、*オ)	申告対象外			
(3)	リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象 ※申告いただく方は P6⑤参照	
(4)	中小企業特例 (*ウ、*オ)	申告対象			
(5)	個別減価償却 (*エ)	申告対象			

(*ア) 法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条

(*イ) 法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項又は所得税法施行令第 139 条第 1 項

(*ウ) 中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得した資産です（租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5）。

(*エ) 個人の方については、平成 10 年 4 月 1 日以降開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

(*オ) 上記(1)・(2)・(4)の償却方法について、令和 4 年 4 月 1 日以降に取得した資産の内、貸付け（主要な事業として行われる貸付けを除く）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。

その他、国税との取扱いの違いは 9 ページをご参照ください。

⑤ リース資産について

リース資産はその契約内容により、資産を貸している人(会社)に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人(会社)に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は次のようになります。

リースの契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
【通常の賃貸借契約によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合 「オペレーティング・リース、 所有権移転外ファイナンス・リース」	×（申告不要）	○（資産の所在する市町村へ申告） ※ただし、平成20年4月1日以降締結した20万未満の物は対象外
【実際の売買にあたるようなリース資産】 リース後に資産が使用者の所有物となるような場合	○（自己の資産として申告が必要）	×（申告不要）

⑥ 家屋と償却資産の区分について

家屋（建物）には、通常その目的に応じて、電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については償却資産として取扱います。次ページの家屋と償却資産の区分表をご参照ください。

<特定の生産又は業務用の設備等の取扱い>

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚処理装置、冷却装置、動力配線設備・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は償却資産となります。

- (例)
- 工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備
 - ガスバーナー用のガス配管
 - 工業用水道配管や汚水配管
 - 精密機械工場内の空調設備や集塵設備
 - 熱処理用のボイラー設備
 - コンピュータ室に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等

家屋と設備等の所有者が異なる場合

貸借人（テナント）等^(※)が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。当該施設は貸借人（テナント）等の方が償却資産としてご申告ください。

(※)「貸借人（テナント）等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

償却資産と家屋の区分表

※下の表は主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設 備 等 の 内 容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天上仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式、非常用照明器具		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			◎
	監視カメラ（ＩＴＶ） 配線設備	受像機（テレビ）、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
	盗難非常通報装置	設備一式	○			◎
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、 中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
空調設備	空調設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
	換気設備	天井埋込式、天井カセット型	○			◎
		ルームエアコン（壁掛け型）、特定の生産業務用設備		◎		◎
		特定の生産又は業務用設備		◎		◎
その他の 設備等	運搬設備	上記以外の設備	○			◎
		機械式駐車設備（ターンテーブル含む）、料金精算機、 駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		◎		◎
	厨房設備	工場用ベルトコンベア、リフト		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機 （ダムウェーター）等	○			◎
	その他の設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・ 百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
外構工事	外構工事	上記以外の設備	○			◎
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装 置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看 板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理 設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・堀・緑化施設等）		◎		◎

⑦ 特殊自動車について

特殊自動車とは、ショベルローダや農耕トラクター等、走行や運搬よりも、作業機械としての効用を発揮することを主たる目的とした自動車のことをいいます。特殊自動車は、車両の大きさと最高速度により「大型特殊自動車」と「小型特殊自動車」に分類され、「大型特殊自動車」は償却資産として固定資産税、「小型特殊自動車」は軽自動車税の対象となります。

【道路運送車両法施行規則別表第1（第2条関係）より抜粋】

種類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車	小型特殊自動車
一般用 建設用	ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、ロードスタイライザ、グレーダ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータースイーパー、ダンパ、ホイールハンマー、ホイールブレイカー、フォークリフト、フォークローダ、ホイールクレーン、ストラドルキャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のキャタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に1つでも該当する場合は、大型特殊自動車です。 ①最高速度が15km/hを超える ②長さが4.7mを超える ③幅が1.7mを超える ④高さが2.8mを超える	次の項目に全て該当する場合は、小型特殊自動車です。 ①最高速度が15km/h以下 ②長さが4.7m以下 ③幅が1.7m以下 ④高さが2.8m以下
農 耕 作業用	農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が35km/h以上	最高速度が35km/h未満
その他	ポールトレイラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車	

＜参考＞大型特殊自動車の「分類番号」

大型特殊自動車でナンバー登録している場合の「分類番号」は次のとおりです。

- (1) 建設機械：「0」、「00～09」、「000～099」
- (2) 建設機械以外のもの：「9」、「90～99」、「900～999」

【例】

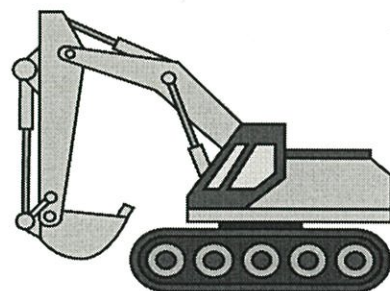
沖縄 099
あ 34 - ××

建設機械の場合

分類番号

沖縄 90
い 34 - ××

建設機械以外の場合



◆「農耕作業用トレーラ」が軽自動車税（種別割）の対象になりました

令和元年12月25日付け国土交通省告示第946号により、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1大型特殊自動車の項第1号ロに掲げる「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に農耕作業用トレーラが指定されたことに伴い、同表中小型特殊自動車の項第2号に該当する農耕作業用トレーラについては、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であったものが、軽自動車税（種別割）の課税対象になりました。

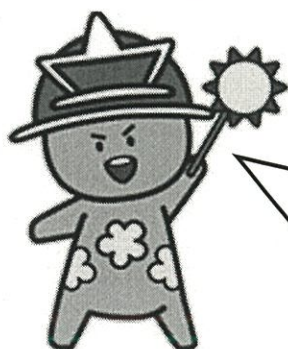
この改正により、一定の条件を満たす農耕作業用トレーラは、公道走行をする・しないに関わらず、ナンバープレートの取得が必要になります。なお、新たに軽自動車税（種別割）の登録の届け出をした農業作業用トレーラについては、償却資産として申告しないようお気を付けください。

2. 国税との違いについて

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますのでご注意ください。

項 目	固定資産税（償却資産の取扱い）	国税（減価償却）の取扱い
償却計算の期間	賦課期日（1月1日）	事業年度
減価（償却）の方法	定率法のみ ※法人税法の『旧定率法』で使用する償却率と同じです。	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度（注1）	認められません	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却（注2） （法人税法・所得税法）	認められます	認められます
評価額の最低限度（注3）	取得価格の100分の5	1円（備忘価格）
改良費	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する）	原則として区分評価
中小企業等の少額減価償却 資産の取得価格の損金算入 の特例（租税特別措置法）（注4）	認められません	認められます
リース資産（所有権移転外 ファイナンスリース取引）	所有者（賃貸人）に課税	平成20年4月以後の契約は、 賃借人の資産として減価償却処理

- （注1） 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。
- （注2） 法人税法施行令第60条、所得税法施行令第133条の規定による増加償却を行った資産については、償却資産の評価上、控除額の加算を行うことができます。この場合、税務署長への増加償却届出書等のコピーを申告の際に添付してください。
- （注3） 平成19年度税制改正により、国税においては残存価額が廃止され、1円まで償却できるようになりましたが、固定資産税（償却資産）における減価償却の方法には変更ありません。
- （注4） 租税特別措置法第28条の2、第67条の5等の規定に基づく中小企業者の少額資産特例は、あくまでも法人税法又は所得税法の特例であって、地方税法に依拠する固定資産税には適用がありません。したがって、この特例の対象となっている資産も償却資産に該当します。



※少額償却資産の取得価額の損金算入の特例が適用される資産は、特に市への申告を見落としがちです！！提出前に再度確認をお願いします。



3. 太陽光発電設備を設置している方へ

太陽光発電設備を設置している方で次の課税対象に該当する場合には、償却資産の申告が必要となります。

■課税対象について

設置者	10kW <u>以上</u> の太陽光発電設備	10kW <u>未満</u> の太陽光発電設備
個人（住宅用）	＜課税対象＞ 売電をするための事業用資産とみなすため、課税対象となります。	＜課税対象外＞ 売電をするための事業用資産とはみなさないため、課税対象外となります。
個人（事業用） 法人	＜課税対象＞ 発電出力量や、売電の有無に関わらず事業に供している資産となるため、課税対象となります。	

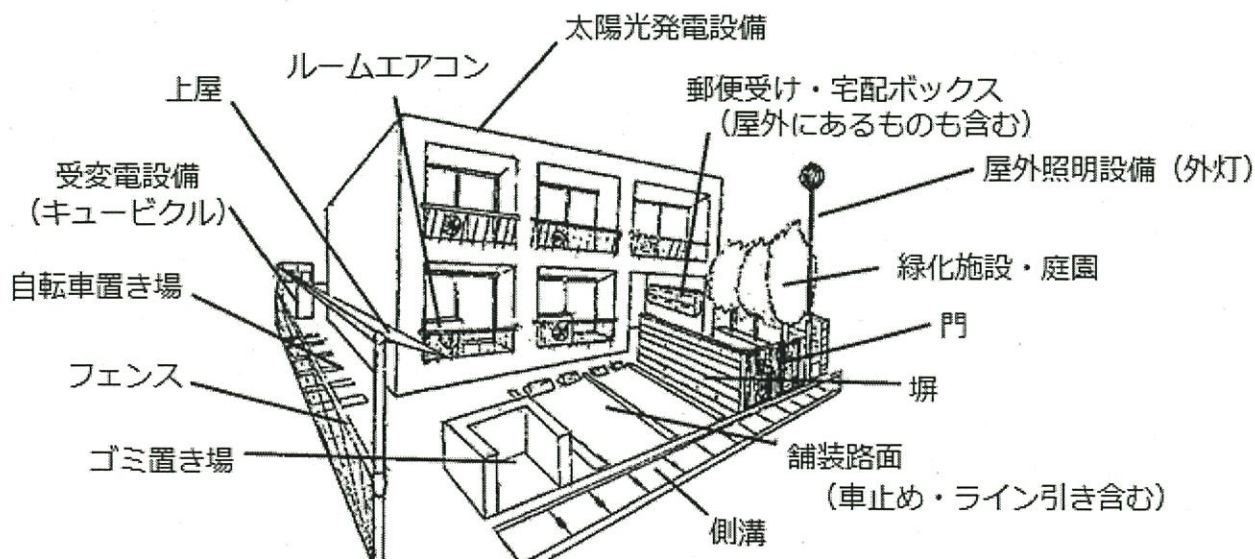
※太陽光発電設備については課税標準の特例（軽減）が適用される場合がありますので、詳細につきましては、浦添市ホームページをご覧ください。か、資産税課償却資産係までお問い合わせください。

4. アパート経営など、賃貸用の不動産を所有している方へ

アパート等、事業用家屋に付帯する設備について、「家屋」の評価に含まれないものは、「償却資産」として申告をお願いします。

＜償却資産の例＞

※以下に列挙してあるものは、全て償却資産申告の必要があります。



所有している資産が償却資産として申告対象なのかどうか分からない場合は、浦添市ホームページをご覧ください。か、資産税課償却資産係までお問い合わせください。

5. 償却資産の評価方法

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、毎年資産 1 品ごとに 1 月 1 日 (賦課期日) 現在の評価額 (課税標準額) をそれぞれ算出し、全ての償却資産の評価額 (課税標準額) の合計が決定価格となります。 ※課税標準の特例が適用される資産については、評価額の合計から軽減額を控除したものが課税標準額となります。

○ 取得価額

その資産の購入額は、取付工事費用や消費税 (税込み経理の場合) などの付帯費まで含んだ合計額をいいます。(法人税・所得税の取扱いと同じです)

○ 耐用年数

原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 1、第 2、第 5、及び第 6 による。

○ 評価額

・ 前年中に取得された償却資産 (令和 6 年 1 月 2 日～令和 7 年 1 月 1 日中に取得した資産)
評価額 = 取得価額 × ㉑欄 (月割償却ではなく、半年償却により価格を求めます)

・ 前年前に取得された償却資産 (取得から 2 年目以降)
評価額 = 前年度の価格 × ㉒欄

※ 1 月 1 日取得の資産については、事務処理上、その前年の 12 月を取得年月とします。

(注) ㉑欄及び㉒欄は、減価残存率 (11 ページ参照)

㉑欄が前年中取得の残存率、㉒欄が前年前取得の残存率です。

※ 算出した評価額が取得価額の 5% を下回る場合は、取得価額の 5% が評価額になります。

※ 固定資産税における償却資産の減価の方法は、原則として旧定率法です。

◎税額の計算

税額は、課税標準額に基づいて算出します。課税標準額は、各資産の評価額を、資産が所在する市町村ごとに合算した額(決定価格)です。

課税標準額(1,000 円未満切捨て)



税率(100 分の 1.4)



税額(100 円未満切捨て)

・課税標準額が 150 万円未満の場合は、課税されません。

◎計算例

※①及び②は、耐用年数に対応する「減価残存率」を表しています。

資産の名称	取得年月	取得価格	耐用年数	評価額の求め方	R5 年度評価額	①+②+③の 合計
舗装路面 (ブロック敷)	R6.9	2,700,000	15 年	前年中に取得した資産の評価額 =取得価額×①	2,700,000×0.929=2,508,300 ① <R7 年度評価額>	5,914,208 R7 年度 評価額
パワーショベル	R5.7	5,000,000	8 年	前年前に取得した資産の評価額 =取得価額×①×②	5,000,000×0.875=4,375,000 <R6 年度評価額> 4,375,000×0.750=3,281,250 ② <R7 年度評価額>	
ルームエアコン	R4.4	320,000	6 年	前年前の 1 年前に取得した資産の 評価額 =取得価額×①×②×③	320,000×0.840=268,800 <R5 年度評価額> 268,800×0.681=183,052 <R6 年度評価額> 183,052×0.681=124,658 ③ <R7 年度評価額>	

1 品ずつの評価額の合計=決定価格=課税標準額



1,000 円未満を切り捨て、税率 1.4%をかける。

5,914,208 → 5,914,000

5,914,000 × 0.014 = 82,796 円



100 円未満を切り捨てる。

82,796 円 → 82,700 円 (税額)

<減価残存率表>

『固定資産評価基準』*別表第 15「耐用年数に応ずる原価率表」より作成

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前年中取得 ①	前年前取得 ②		前年中取得 ①	前年前取得 ②		前年中取得 ①	前年前取得 ②
2	0.658	0.316	15	0.929	0.858	28	0.960	0.921
3	0.732	0.464	16	0.933	0.866	29	0.962	0.924
4	0.781	0.562	17	0.936	0.873	30	0.963	0.926
5	0.815	0.631	18	0.940	0.880	31	0.964	0.928
6	0.840	0.681	19	0.943	0.886	32	0.965	0.931
7	0.860	0.720	20	0.945	0.891	33	0.966	0.933
8	0.875	0.750	21	0.948	0.896	34	0.967	0.934
9	0.887	0.774	22	0.950	0.901	35	0.968	0.936
10	0.897	0.794	23	0.952	0.905	36	0.969	0.938
11	0.905	0.811	24	0.954	0.908	37	0.970	0.940
12	0.912	0.825	25	0.956	0.912	38	0.970	0.941
13	0.919	0.838	26	0.957	0.915	39	0.971	0.943
14	0.924	0.848	27	0.959	0.918	40	0.972	0.944

*『固定資産評価基準』とは、地方税法第 388 条に基づく総務大臣の告示です。

6. 課税標準の特例・非課税について

地方税法や同法附則で規定する一定の要件に該当するものは、非課税や課税標準の特例が適用されます。該当する資産がありましたら、償却資産申告書の備考欄及び種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に、「特例該当」又は「非課税該当」と記入してください。又、確認資料の添付が必要となりますので、詳細につきましては、浦添市ホームページをご覧ください。資産税課償却資産係までお問い合わせください。

①課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

（例）公害防止用設備、内航船舶、再生可能エネルギー発電設備
先端設備等導入計画に基づく先端設備 等

②非課税

地方税法第 348 条および同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

（例）学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産
社会福祉法人等が老人福祉施設の用に供する固定資産 等

※課税標準の特例は、毎年税制改正により新設、廃止、縮減・拡張されることがあります。

7. 固定資産税の課税免除について

浦添市では産業の振興と雇用の拡大に寄与することを目的として、浦添市固定資産税の課税免除に関する条例、浦添市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例に基づき、固定資産税の課税免除を行っています。詳しくは浦添市ホームページ、又は下記関連サイトをご覧ください。

■沖縄振興特別措置法関係

沖縄振興特別措置法に定める「観光地形成促進地域」、「情報通信産業振興地域」、「産業イノベーション促進地域」、「国際物流拠点産業集積地域」の区域内において、同法に定める事業に基づく要件を満たした設備等を新設又は増設した場合、固定資産税を 5 年分に限り免除することができます。

※買い替えや市外からの移転資産は対象外です。

◇沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口 <https://www.zei-tokku.okinawa/>

■地域未来投資促進法関係

地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）に基づき、沖縄県知事の承認を受けた事業に係る施設等について、固定資産税を 3 年分に限り免除できます。

◇沖縄県ホームページ <https://www.pref.okinawa.jp/> ※サイト内検索「地域未来投資」
◇経済産業省ホームページ <https://www.meti.go.jp/> ※サイト内検索「地域未来投資」

■地域再生法関係

地域再生法に基づき、沖縄県知事の承認を受けた事業に係る施設等について、課税特例等の優遇措置が受けられます。上記の沖縄県ホームページから ※サイト内検索「地域再生法」でご確認ください。

償却資産申告書の記入例

太枠の部分をもれなくご記入ください。

< 3 個人番号又は法人番号 >

償却資産を共有されている方は記載不要です。

< 4 事業種目 >

事業の内容を具体的に記載してください。事業種目が複数ある場合には主たる事業種目を記載してください。また、法人の場合、資本金又は出資金の金額も記載してください。

< 5 事業開始年月 >

法人は設立年月日を、個人は事業開始年月月をご記入ください。

< 6 この申告に回答する者の氏名 >

内容等について確認を要する場合がありますので、もれなくご記入ください。

< 7 税理士等の氏名 >

税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記載してください。

< 1 住所・2 氏名 >

個人については住民登録地、法人の場合は本店所在地をご記入ください。

※令和4年度の様式から押印欄を廃止して

令和7年度

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

※所有者コード

(例) 123456789

1 住所 (※納税通知書送達先)	2 氏名 (※法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	3 個人番号又は法人番号	4 事業種目 (※事業開始年月)	5 事業開始年月	6 この申告に回答する者の氏名	7 税理士等の氏名
浦添市安波茶1丁目0番0号 浦添ビル0階 (電話 876-0000)	浦添市安波茶1丁目0番0号 浦添ビル0階 (電話 876-0000)	00000000000000000000	食品製造業	平成20年8月	代表取締役 浦添 花子	税理士 代表 次郎

1 構築物	2 機械及び装置	3 船舶	4 航空機	5 車両及び運搬具	6 工具、器具及び備品	7 合計
800,000	550,000			1,000,000	2,250,000	4,600,000
280,000				670,000	950,000	1,800,000
						2,680,000
						13,550,000

1 構築物	2 機械及び装置	3 船舶	4 航空機	5 車両及び運搬具	6 工具、器具及び備品	7 合計
800,000	550,000			1,000,000	2,250,000	4,600,000
280,000				670,000	950,000	1,800,000
						2,680,000
						13,550,000

1 構築物	2 機械及び装置	3 船舶	4 航空機	5 車両及び運搬具	6 工具、器具及び備品	7 合計
800,000	550,000			1,000,000	2,250,000	4,600,000
280,000				670,000	950,000	1,800,000
						2,680,000
						13,550,000

< 所有者コード >

印字されていない場合は、浦添市固定資産税納税通知書右上の「義務者番号」と同じ番号をご記入ください。新規で申告される場合は空欄で構いません。

< 8~14 短期耐用年数の承認等 >

該当するものを○で囲んでください。

< 15 浦添市内における事業所等資産の所在地 >
浦添市内すべての資産所在地をご記入ください。

< 16 借入資産 >

「有」の場合は、貸主の住所、名称等及び資産の所在地をご記入ください。

< 17 事業用家屋の所有区分 >

該当するものを○で囲んでください。

< 18 備考 (添付書類等) >

次のア〜クのような事項を記載してください。

なお、書きされない場合は別用紙 (任意様式) に記入してください。

ア、前年中に資産の増減があった場合は、「増減あり」

イ、前年中に資産の増減がなかった場合は、「増減なし」

ウ、申告の対象となる資産がない場合は、「該当資産なし」

エ、非課税資産、課税標準の特例適用資産等を所有されている場合は、その届出書類等、添付書類の名称

オ、住所、氏名等に異動があった場合は、異動事由 (商号変更等)、異動年月日、旧住所、旧氏名等参考になる事項

カ、合併等があった場合は、合併日、合併法人名、被合併法人名等

キ、前年中に廃業、解散、市外移転、市内事業所廃止された方は、その事由と年月日

ク、その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について、参考となる事項

< 取得価額 >

前年度までに申告された方は(イ)に申告済み資産の取得価額が印字されていますので、(ロ)には前年中に減少した資産の取得価額の合計額、(ハ)には前年中に取得した資産の取得価額の合計額をそれぞれご記入ください。

※(イ)欄が前年度申告の(二)欄と一致していなければ、申告もれの可能性があり。その場合は備考欄に「申告もれ資産あり」と記入してください。

※申告もれがあった場合は、過年度分の修正申告を併せて提出していただく場合があります。

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

＜資産の種類＞

以下の数字で記入してください。

- 1 = 構築物（建物附属設備含む）
2 = 機械及び装置
3 = 船舶
4 = 航空機
5 = 車両及び運搬具
6 = 工具、器具及び備品

＜資産の名称等・数量＞

資産の名称及び規格等・資産の数量をご記入ください。

＜取得年月＞

資産を実際に取得した年月を記入してください。年号は以下の数字です。
昭和 = 3
平成 = 4
令和 = 5
(例) 平成29年10月の場合は、「42910」となります。

令和 7 年度

所有者コード

(例) 123456789

資産コード

資産の種類

行番号

資産の名称等

数量

取得年月

取得年

取得月

取得日

取得価額

耐用年数

減価残存率

価額

課税標準額

課税コード

摘要

1枚のうち

1枚

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者名

〇〇株式会社

課税標準額の特例

率

コード

増加事由

摘要

1枚のうち

1枚

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

目

＜取得価額＞

当該資産の取得価額を記入してください。なお、取得価額とは償却資産を取得するために通常支出すべき金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該資産をその用途に供するために直接要した費用を含みます。

ア 圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記入してください。

イ 事業用と非事業用の両方で使用する資産は、その資産の取得価額全額を記入してください。（事業専用割合によるあん分は固定資産税の評価上、認められていません）

ウ 取得価額の算定に当たり、消費税については、税務上採用している経理方式により申告してください。

＜耐用年数＞

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げられている耐用年数を記入してください。

＜摘要＞

移動による受入れの場合の説明や、非課税、課税標準の特例の場合の適用条項、その他資産が増加した事由について特記すべき事項がある場合は、その旨表示してください。

申告もれの資産があった場合には、摘要欄にその旨をご記入ください。

※申告もれがあった場合は、過年度分の修正申告を併せて提出していただく場合があります。

＜増加事由＞

該当する増加事由を○で囲んでください。

1 = 新品取得

2 = 中古品取得

3 = 移動による受入れ

4 = その他

「4 その他」の場合、摘要欄に事由を記入してください。

浦添市

小計

9,900,000

種類別明細書（減少資産用）の記入例

太枠の部分をもれなくご記入ください。

＜抹消コード＞
減少した資産について「償却資産明細書」に記載されている「資産コード」をご記入ください。

＜数量＞
資産が一部減少した場合は、減少する数量をご記入ください。

＜取得価額＞
全部減少の場合は、当該資産全体の取得価額をご記入ください。資産が一部減少した場合は、減少分に相当する取得価額をご記入ください。

＜減少の事由＞
該当するものを○で囲んでください。「4その他」の場合はその事由を摘要欄に記入してください。

＜減少の区分＞
該当するものを○で囲んでください。「2一部」の場合は例のように摘要欄に内訳を具体的に記入してください。

＜摘要＞
売却先・移動先等の具体的な減少の事由をご記入ください。

種類別明細書（減少資産用）

令和 7 年度		所有者コード (例) 123456789		所有者名 〇〇株式会社		1枚のうち 1枚目					
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月 年 号	取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分 1売却 2減少 3移動 4その他	摘要	1枚のうち 1枚目
01	2	000005	測定器	1	4 15 3	130,000	8		1・②・3・4	取得価額390,000のうち130,000 (1台) 廃棄	
02	2	000008	消毒保管庫	1	4 20 3	150,000	4		①・2・3・4	〇〇社へ売却	
03	6	000018	看板	1	4 3 5	370,000	5		1・②・3・4		
04	6	000020	テレビ	1	5 1 5	300,000	5		1・2・③・4		
05									1・2・3・4	うるま市へ移動	
06									1・2・3・4		
07									1・2・3・4		
08									1・2・3・4		
09									1・2・3・4		
10									1・2・3・4		
11									1・2・3・4		
12									1・2・3・4		
13									1・2・3・4		
14									1・2・3・4		
15									1・2・3・4		
16									1・2・3・4		
17									1・2・3・4		
18									1・2・3・4		
小 計						950,000					浦添市

☆ 提出前に再度確認をお願いします ☆

チェック

- ☐ 申告書に記入もれはありませんか？
(住所、氏名、連絡先など)
- ☐ 家屋対象資産や無形固定資産、自動車税、軽自動車税の対象になる自動車等など、申告不要な資産が含まれていませんか？
⇒家屋と償却資産の区分詳細は6～7 ページ参照
- ☐ 種類別明細書(資産名称、種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数)の記入もれ、誤り等はありませんか？
- ☐ 浦添市に所在する資産ですか？
- ☐ 「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の特例制度」による損金算入した資産も申告に含めていますか？
⇒9 ページ「国税との違いについて」参照
- ☐ 申告もれ等による過年度の修正申告が必要ではないですか？
- ☐ (前年度以前から申告されている方) 前年度期末と今年度期首の金額は一致していますか？
- ☐ (控えの返送をご希望の方) 切手を貼った返信用封筒を同封されていますか？

〒901-2501

沖縄県浦添市安波茶 1 丁目 1 番 1 号

浦添市役所 資産税課
償却資産係 宛

← 郵送にて申告書を提出される際に
切り取ってご活用ください。